

埼玉会館管理規則

昭和四十一年三月三十日
規則第十五号

改正 昭和四二年 九月一六日規則第五〇号	昭和四五年 一月二〇日規則第五号
昭和四六年 六月 九日規則第五五号	昭和四七年 四月 七日規則第三三号
昭和五〇年 九月二六日規則第七一号	昭和五一年 三月三〇日規則第一八号
昭和五一年一一月一六日規則第八三号	昭和五三年 二月 七日規則第四号
昭和五三年一〇月二七日規則第八〇号	昭和五四年 三月三〇日規則第二七号
昭和五五年 六月二七日規則第五三号	昭和五六六年一二月二五日規則第九六号
昭和五七年 三月二七日規則第九号	平成 元年 三月二九日規則第一七号
平成 六年 三月三一日規則第三三号	平成 八年一〇月二五日規則第七二号
平成 九年 三月二八日規則第一六号	平成一一一年 三月三〇日規則第二八号
平成一二年 三月三一日規則第三七号	平成一三年 三月二七日規則第一一号
平成一五年 三月一八日規則第一六号	平成一五年 九月一二日規則第一一五号
平成一七年 三月二九日規則第二〇号	平成一七年 三月二九日規則第二一号
平成一九年一〇月 二日規則第八二号	平成二〇年 八月二九日規則第七八号
平成二三年 三月二九日規則第二四号	平成二三年一一月二九日規則第六八号
平成二四年 一月二七日規則第一号	平成二六年 三月二七日規則第一八号
平成二九年 三月二四日規則第一四号	平成三一年 三月一九日規則第九号
令和 二年 三月三一日規則第一六号	令和 四年 三月二九日規則第二七号

埼玉会館管理規則をここに公布する。

埼玉会館管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉会館条例（昭和四十一年埼玉県条例第十二号。以下「条例」という。）第二十四条の規定に基づき埼玉会館（以下「会館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成六年規則三三号・一二年三七号・一七年二一号〕

(利用等の許可手続)

第二条 条例第七条第一項の規定による利用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に様式第一号の利用申請書を知事（条例第十四条第一項に規定する指定管理者に会館の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。次項及び第四項並びに次条において同じ。）に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 ホールを利用する場合及びホールの利用目的と同一の利用目的で会議室、ラウンジ、和室、リハーサル室又は楽屋を利用する場合 利用を開始しようとする日（以下「利用開始日」という。）の属する月の初日前十二月以内
- 二 会議室、ラウンジ又は和室を利用する場合（前号に規定する場合を除く。） 利用開始日の属する月の初日前六月以内
- 三 リハーサル室又は楽屋を利用する場合（第一号に規定する場合を除く。） 利用開始日前二週間以内
- 四 展示室を利用する場合 利用開始日の属する次の表上欄に掲げる期間に応じ、同表下欄に掲げる期間

利用開始日の属する期間	受付期間
春夏期（三月から八月まで）	前年九月一日から
秋冬期（九月から翌年二月まで）	三月一日から

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要があると認めるときは、当該利用の許可を受けようとする者は、同項各号に掲げる期間の前に利用申請書を提出することができる。

3 条例第七条第一項の規定による利用又は変更の許可は、様式第二号の許可書を交付して行なうものとする。

4 駐車場の利用の許可の手続については、前三項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

一部改正〔昭和四二年規則五〇号・四五年五号・四六年五五号・五三年四号・平成六年三三号・八年七二号・一三年一一号・一七年二〇号・二一号〕

(特別の設備等の承認)

第三条 条例第七条第一項の規定による利用の許可を受けた者が、当該施設等に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

一部改正〔昭和四五年規則五号・平成一七年二一号〕

(指定管理者の指定の申請)

第四条 条例第十五条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第三号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- 三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- 四 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 五 条例第十四条第二項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

追加〔平成一七年規則二一号〕

(附属設備の利用料金)

第五条 条例別表の規則で定める額は、別表のとおりとする。

一部改正〔昭和四五年規則五号・五四年二七号・平成六年三三号・一二年三七号・一七年二一号〕

(利用料金の承認手続)

第六条 指定管理者は、条例第二十条第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けようとするときは、様式第四号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成一二年規則三七号〕、一部改正〔平成一七年規則二一号〕

(利用料金の納期限等)

第七条 条例第二十一条第一項の利用料金は、当該施設等の利用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、第二条第一項第一号に規定する場合であつて、指定管理者が必要があると認めるときは、知事の承認を得て、指定管理者が別に定めるところにより、当該利用料金の金額の一部を当該利用の許可を受けた後に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、附属設備の利用料金は、その利用の日までに納付することができる。

全部改正〔平成六年規則三三号〕、一部改正〔平成一二年規則三七号・一七年二一号〕

(利用料金の減免承認手続)

第八条 指定管理者は、条例第二十二条の規定により利用料金の減額又は免除について知事の承認を受けようとするときは、様式第五号の利用料金減額(免除)承認申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成一二年規則三七号〕、一部改正〔平成一七年規則二一号〕

(利用料金の返還の額等)

第九条 条例第二十三条ただし書の規定による利用料金の返還の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 条例第二十三条第一号又は第二号に該当する場合 既納の利用料金の全額

二 条例第二十三条第三号に該当する場合 既納の利用料金の金額の百分の七十に相当する金額

2 条例第二十三条第三号に規定する規則で定める日は、利用開始日の属する月の初日前七月の末日とする。ただし、第二条第一項第二号に掲げる場合に係る利用の許可については、利用開始日前三十日とする。

3 条例第二十三条第三号の規定による利用の許可の取消しの申出は、様式第六号の利用許可取消申出書を指定管理者に提出することにより行わなければならない。

追加〔平成六年規則三三号〕、一部改正〔平成一二年規則三七号・一七年二一号・一九年八二号・令和四年二七号〕

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

追加〔平成一七年規則二一号〕

附 則

1 この規則は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 埼玉会館の管理に関する規則(昭和三十六年埼玉県規則第四十六号)は、廃止する。

附 則(昭和四十二年九月十六日規則第五十号)

この規則は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附 則(昭和四十五年一月二十日規則第五号)

この規則は、昭和四十五年二月一日から施行する。

附 則(昭和四十六年六月九日規則第五十五号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定並びに様式第一号及び様式第二号の改正規定は、昭和四十六年七月一日から施行する。

2 この規則による改正後の埼玉会館管理規則(以下「改正後の規則」という。)別表中次の表に掲げる付属設備に関する規定は、昭和四十七年一月四日以後の利用に対する使用料から適用し、同日前の利用に対する使用料については、なお従前の例による。

舞台設備	びょうぶ 所作台(小ホール用) 緋(ひ)毛せん 幕(大ホール用)
音響設備	ダイナミックマイク ワイヤレスマイク
映写設備	一六ミリ、スタンダード(小ホール、集会室用) 一六ミリ、シネスコ(小ホール、集会室用)
照明設備	ボーダーライト 反響板固定ライト スポットライト(一キロワット) ピンアーケスポットライト(DC)

3 改正後の規則様式第二号の規定は、昭和四十六年七月一日以後に提出のあつた利用申請書に係る許可書から適用し、同日前に提出のあつた利用申請書に係る許可書については、なお従前の例による。

附 則(昭和四十七年四月七日規則第三十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十年九月二十六日規則第七十一号)

この規則は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則(昭和五十一年三月三十日規則第十八号)

1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の埼玉会館管理規則(中略)の別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る利用で、当該利用が昭和五十一年七月一日以後のものに係る使用料について適用し、施行日以後の申請に係る利用で、当該利用が昭和五十一年七月一日前のものに係る使用料及び施行日前の申請に係る許可で、当該許可が施行日以後にされるものに係る使用料に関しては、なお従前の例による。

附 則（昭和五十一年十一月十六日規則第八十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年二月七日規則第四号）

この規則は、昭和五十三年三月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年十月二十七日規則第八十号）

1 この規則は、昭和五十三年十一月一日から施行する。

2 この規則による改正後の埼玉会館管理規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の施設等の利用の許可申請に係る使用料から適用し、この規則の施行の日前の施設等の利用の許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十四年三月三十日規則第二十七号）

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年六月二十七日規則第五十三号）

1 この規則は、昭和五十五年七月一日から施行する。

1 この規則の施行の日前に施設等の利用の許可申請をした者が当該施設等の利用に伴つて利用する附属設備の使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十六年十二月二十五日規則第九十六号）

1 この規則は、昭和五十七年一月一日から施行する。

1 この規則の施行の日前に施設等の利用の許可申請をした者が当該施設等の利用に伴つて利用する附属設備の使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十七年三月二十七日規則第九号）

1 この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に許可の申請があつた施設等の利用に伴つて利用する附属設備の使用料及び昭和五十七年七月一日前に利用する附属設備の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年三月二十九日規則第十七号）

1 この規則は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第一条中様式第一号及び様式第二号の改正規定（中略）は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に許可の申請があつた施設等の利用に伴つて利用する附属設備の使用料及び平成元年七月一日前に利用する附属設備の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月三十一日規則第三十三号）

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉会館管理規則第二条の改正規定及び第五条の改正規定（中略）は、同年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に許可の申請があつた施設等の利用に伴つて利用する附属設備の使用料及び平成六年七月一日前に利用する附属設備の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成八年十月二十五日規則第七十二号）

この規則は、平成八年十月二十六日から施行する。

附 則（平成九年三月二十八日規則第十六号）

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に許可の申請があつた利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年三月三十日規則第二十八号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第三十七号）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

2 改正後の埼玉会館管理規則（中略）の規定は、この規則の施行の日以後に許可の申請があつた利用について適用し、同日前に許可の申請のあつた利用については、なお従前の例による。

附 則（平成十三年三月二十七日規則第十一号）

この規則は、平成十三年八月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十八日規則第十六号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年九月十二日規則第百十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第二十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第二十一号）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 埼玉会館条例（昭和四十一年埼玉県条例第十二号）第十四条第一項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に埼玉会館の管理を行わせるときは、改正前の第三条の規定により埼玉会館の長がした特別の設備等の承認（この規則の施行の日以後の利用の許可に係るものに限る。）は、改正後の第三条の規定に基づいて指定管理者がした特別の設備等の承認とみなす。

附 則（平成十九年十月二日規則第八十二号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の埼玉会館管理規則の規定は、平成二十年一月四日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（略）

二（前略）第四十条（中略）の規定 平成二十一年四月一日

附 則（平成二十三年三月二十九日規則第二十四号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十一月二十九日規則第六十八号）

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十四年一月二十七日規則第一号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の埼玉会館管理規則の規定は、平成二十四年四月一日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年三月二十七日規則第十八号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十四日規則第十四号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十九日規則第九号）

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日規則第十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日規則第二十七号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉会館管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第五条関係）

名称		単位	利用料金 の上限額 (円) (一回につき)	備考
舞台 設備	講演台	一台	五五〇	
	花台	同	一五〇	
	脇台	同	一五〇	
	司会台	同	三一〇	
	会議机	同	三一〇	
	椅子	一脚	一五〇	
	指揮台	一台	一五〇	
	指揮者譜面台	同	一五〇	
	譜面台	同	一五〇	
	譜面灯	一個	七〇	
	プログラムスタンド	一台	一八〇	
	反響板（大ホール）	一式	七、九八〇	
	同（小ホール）	同	三、〇五〇	
	オーケストラピット（大ホール）	同	五、〇八〇	
	能舞台（同）	同	一八、八〇〇	組立料及び取壊し料を含まない。
	松羽目（同）	同	一、四五〇	
	竹羽目（同）	同	一、四五〇	組立料及び取壊し料を含まない。
	びようぶ（同）	一双	二、一七〇	金、銀、白
	同（小ホール）	同	一、四五〇	金、銀
	所作台（大ホール）	一式	七、二六〇	
	同（小ホール）	同	三、六三〇	
	合唱台	一台	九五〇	
	平台	一枚	三一〇	
	箱足・中足・高足	一組	一五〇	
	山台用座布団	一枚	一五〇	
	毛せん	同	一五〇	
	上敷き	同	一五〇	
	幕（ホール）	一張	一、四五〇	定式幕、白幕、黒幕、紅白幕、浅黄幕、しや幕
	太鼓（同）	一式	四七〇	
	バレエシート（大ホール）	同	三、四一〇	
	同（小ホール）	同	一、五四〇	
音響 設備	拡声装置（大ホール）	一式	五、〇八〇	
	同（小ホール）	同	三、六三〇	
	副調整卓（大）（ホール）	同	六、六七〇	
	同（小）（同）	同	二、九〇〇	
	マイクロホン（同）	一本	一、七四〇	マイクスタンドを含む。
	同（会議室、ラウンジ）	同	八七〇	同
	同（アンプ付き）（同）	一式	一、四五〇	
	ワイヤレスマイク（ホール）	一チ ヤン	二、九〇〇	

	エレベーターマイク装置 つり下げマイク装置	一式 同	七二〇 七二〇	一点つり、三点つり
	テープレコーダー	一台	一、四五 ○	テープを含まない。
	ステージスピーカー	同	一、四五 ○	
	サブロースピーカー	同	二、八九 ○	
	CDプレイヤー	同	一、四五 ○	
	MDレコーダー	同	一、四五 ○	MDを含まない。
	エフェクター	同	一、四五 ○	
	マイクスタンド	一本	一五〇	
	携帯スピーカー	一台	一、一二 ○	
ピアノ等	グランドフルコンサート(スタンウェイD) (大ホール)	一台	一四、五 ○○	調律料を含まない。
	同(ヤマハCF)	同	五、〇八 ○	同
	グランドセミコンサート(スタンウェイC) (小ホール)	同	一〇、一 ○○	同
	グランドピアノ(ヤマハC7)	同	三、六三 ○	同
	アップライトピアノ	同	二、九〇 ○	同
映写設備	スライド映写機(会議室、ラウンジ)	一式	八七〇	スクリーンを含む。
	オーバーヘッドプロジェクター	同	一、〇一 ○	消耗品を含まない。
	オーバーヘッドカメラ	同	一、四五 ○	同
	大型プロジェクター(大ホール)	同	五五、三 ○○	スクリーンを含まない。
	液晶プロジェクター(小ホール)	同	二〇、三 ○○	同
	同(会議室、ラウンジ)	同	四、七六 ○	スクリーンを含む。
	ブルーレイディスクプレーヤー	一台	一、六五 ○	DVDの再生も可能
	スクリーン(大ホール)	一式	一、八八 ○	
	同(小ホール)	同	三、七四 ○	
	同(会議室、ラウンジ)	同	四七〇	
照明設備	フットライト	一列	一、三〇 ○	カラーフィルターを含まない。
	ボーダーライト(大ホール)	同	一、八八 ○	カラーフィルターを含まない。 準備及び復元の場合は、一列を無料とする。
	同(小ホール)	同	一、三〇 ○	同
	ホリゾントライト(大ホール)	同	三、一九 ○	カラーフィルターを含まない。
	ロアーホリゾントライト(大ホール)	同	二、四六 ○	同
	同(小ホール)	同	一、三〇 ○	同
	反響板固定ライト(大ホール)	同	二、四六 ○	準備及び復元の場合は、一列を無料とする。
	同(小ホール)	同	一、〇二 ○	同
	ストリップライト(一・ハメー トル以下)	一本	三一〇	カラーフィルターを含まない。
	スポットライト(一・五キロワ ット以上)	一台	八七〇	同
	同(一キロワット以上一・五キ ロワット未満)	同	五〇〇	同
	同(一キロワット未満)	同	三九〇	同

ピンスポットライト（クセノン 三キロワット） (大ホール)	同	五、四四 ○	同
同（クセノン〇・七キロワット） (小ホール)	同	一、二六 ○	同
同（ハロゲン）(ホール)	同	一、八八 ○	同
ハロゲンプロジェクター（ニキ ロワット以上）	同	三、四八 ○	
同（一キロワット以上ニキロワ ット未満）	同	一、七四 ○	
ストロボスコープ	同	四七〇	
効果マシン	同	八七〇	
リップルマシン	同	八七〇	
オーロラマシン	同	八七〇	
ミラーボール（大）	同	一、七四 ○	
同（小）	同	八七〇	
先玉、元玉	一個	一五〇	
種板	一枚	一五〇	
照明用スタンド（スタンド・ベ ース）	一本	一五〇	照明用スタンド（スタンド ・ベース）のみ使用の場合

注

- 一 この表による利用料金は、条例別表の備考第二号に規定する午前、午後又は夜間における利用をそれぞれ一回として、同号に規定する一日における利用を三回として計算する。ただし、展示室にあつては、午前九時から正午まで又は午後一時から午後五時までにおける利用をそれぞれ一回として、同号に規定する一日における利用を二回として計算する。
- 二 条例別表の備考第三号に規定する超過一時間及び同表の備考第四号に規定する延長一時間に係る附属設備の利用料金の上限額は、この表に掲げる利用料金の上限額を三で除して得た額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
全部改正〔昭和五三年規則八〇号〕、一部改正〔昭和五五年規則五三号・五六九年六号・五七年九号・平成元年一七号・六年三三号・八年七二号・九年一六号・一年二八号・一二年三七号・一五年一六号・一一五号・一七年二一号・一九年八二号・二三年二四号・六八号・二四年一号・二六年一八号・二九年一四号・三一年九号〕

様式第1号(1)

 全部改正〔平成6年規則33号〕、一部改正〔平成15年規則16号・17年21号・20年78号・23年24号・令和2年16号〕

様式第1号(2)

 全部改正〔平成6年規則33号〕、一部改正〔平成12年規則37号・15年16号・17年21号・20年78号・23年24号・令和2年16号〕

様式第2号(1)

 全部改正〔平成6年規則33号〕、一部改正〔平成15年規則16号・17年21号〕

様式第2号(2)

 全部改正〔平成6年規則33号〕、一部改正〔平成12年規則37号・15年16号・17年21号〕

様式第3号

 追加〔平成17年規則21号〕、一部改正〔平成20年規則78号・23年24号・令和4年27号〕

様式第4号

 全部改正〔平成12年規則37号〕、一部改正〔平成17年規則21号・20年78号・23年24号・令和4年27号〕

様式第5号

 追加〔平成12年規則37号〕、一部改正〔平成15年規則16号・17年21号・20年78号・23年24号・令和4年27号〕

様式第6号

 追加〔平成6年規則33号〕、一部改正〔平成12年規則37号・17年21号・20年78号・23年24号・令和2年16号・4年27号〕